

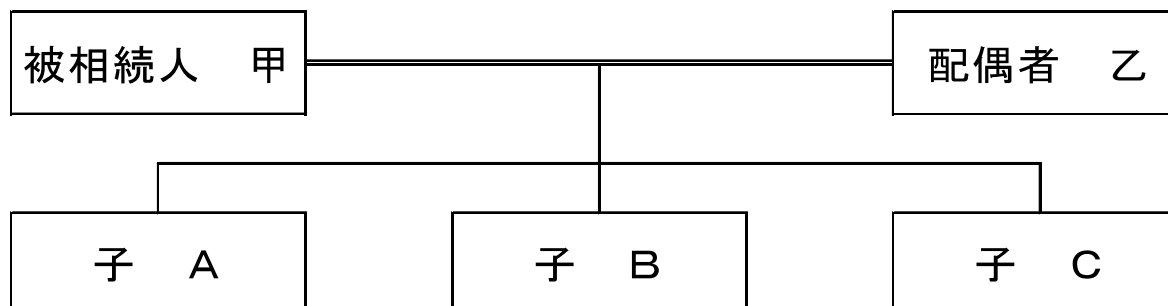
相続人に認知障害があったときの 相続税税務調査の現場

水野税理士法人

水野圭爾

1 前提条件

(1) 相続関係図



(2) 当初申告における各相続人が取得した相続財産（課税価格）

配偶者	乙	58,000,000 円
子	A	20,000,000 円
子	B	28,000,000 円
子	C	20,000,000 円
合計		<u>126,000,000 円</u>

(3) 当初申告における各相続人の相続税額

		算出税額		納付税額	
配偶者	乙	4,186,000 円	→	0 円	(配偶者に対する相続税額の軽減)
子	A	1,456,000 円	→	1,456,000 円	
子	B	2,002,000 円	→	2,002,000 円	
子	C	1,456,000 円	→	1,456,000 円	
合計		9,100,000 円		4,914,000 円	

※ 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2）

配偶者が取得した正味の遺産額が、次のいずれか多い金額までは
配偶者に相続税はかからないという制度

- ① 1億6千万円
- ② 配偶者の法定相続分相当額

(注) 隠蔽または仮装されていた財産は、この制度の対象となる財産に含まれない。

2 相続開始～税務調査終了までの流れ

2021 年 5 月 5 日 甲、自宅にて死亡

2021 年 7 月 5 日～2021 年 12 月 13 日

相続財産に関する資料収集、財産評価、自宅金庫の中身・預貯金履歴 10 年分の確認、遺産目録・遺産分割案作成

2021 年 12 月 17 日

乙に、手持現金の管理方法と相続開始日の現金残高の最終確認

2022 年 2 月 3 日 相続税申告書提出

2023 年 8 月 7 日 臨場調査（B が社長を務める Z ㈱事務所）

税務署調査官 2 人、B・C、税理士・担当者

甲名義の預金通帳の確認、会社の元帳の確認

2023 年 8 月 24 日 臨場調査（乙が居住する老人ホーム）

国税局調査官・税務署調査官各 1 人、乙・C、税理士・担当者

乙の収入状況・乙の両親からの相続取得財産の確認。乙名義の預金通帳の確認。

乙名義の預金通帳へ 2021 年 8 月～9 月に 120,000,000 円の入金があり、相続財産の申告漏れがある旨の指摘。

2023 年 9 月 14 日 臨場調査（税理士法人会議室）

税務署統括調査官、税理士

税務署側見解

- ①入金総額 120,000,000 円のすべてが乙の財産とは考えられず、申告漏れは間違いない。
- ②乙本人が銀行窓口で入金手続きをしていることから、乙は甲が現金を保管していたことを知っていたはず。従って、相続財産の隠蔽にあたり、重加算税の対象となる。

税理士側確認事項

- ①今回の税務調査は隠蔽行為の有無が最大のポイントであるのか。
- ②申告漏れ金額の見当はついているのか。

共通認識

- ①隠蔽行為の有無が最重要である。⇒ 相続税法第 19 条の 2
- ②金額は今後の調査で詰める。

2023 年 9 月 21 日 税務調査の状況説明（B が社長を務める Z ㈱事務所）

B・C・A（報告書郵送）、税理士・担当者

- ①隠蔽行為の有無が税務署との争点であること。
- ②税理士側見解（入金手続きの際にすべて甲所有の財産である又は甲乙共有の財産であると認識していた場合、隠蔽の意図があった可能性が認められる。

2021 年 12 月 17 日に面談した際に、現金を預け入れたことを忘れてしまっていた場合、隠蔽の意図の有無は微妙になる。年齢的に（相続開始日現在 85 歳）認知症又は軽度認知障害の有無も隠蔽の意図の判断に影響を与える。医療機関の受診と区役所への要介護認定の申請を提案。）

2023 年 10 月 10 日 臨場調査（税務署会議室）、2023 年 10 月 11 日 電話連絡

国税局調査官（係長）・税務署統括調査官、税理士・担当者

税理士側報告事項

- ①乙には 1960 年～2013 年に給与収入があり、記録が残っている 1988 年以降だけでも 44,000,000 円の収入があった。
- ②生活費はすべて甲の収入で賄っていた。
- ③乙の両親からの相続財産は無かったと言っているが、実際のところは不明。
- ④税理士が乙と面談する中で、乙の言動が異常又は少し異常なことがあった。

認知障害が疑われる。⇒ 隠蔽の意図の判断

税務署側指摘事項

- ①2004 年～2009 年に一時払生命保険料 28,000,000 円があった。
- ②2013 年～2021 年にクレジットカード出金 23,000,000 円があった。

2023 年 11 月 20 日 臨場調査（乙が居住する老人ホーム）

国税局調査官（課長）・税務署統括調査官、乙・C、税理士・担当者

国税局調査官の質問に乙が回答する中で、認知障害が疑われる内容があった。

＜例＞ Q. 甲が亡くなる前の健康状態は。

A. 5 か月位寝たきりに近い状態だった。

→実際は連休前まで会社に出勤していた。記憶機能低下、妄想？

Q. 長期間自宅で保管していた現金を銀行に預けた理由は。

A. B の妻が現金を狙っている。殺し屋も雇っている。

→回答内容に疑問あり。妄想、幻覚？

税務調査における課税要件事実の立証責任は決定庁にある（最高裁昭和 38 年 3 月 3 日判決）。

質疑応答の内容から、乙の隠蔽の意図を税務署側が証明することは困難。

甲名義の預金の相続開始前 10 年間の取引履歴から 100 万円以上の出金はほぼないことは確認済み。従って、甲自身が隠蔽行為をしたとの認定はできない。

これらのことから、申告漏れ財産に対し、配偶者に対する相続税額の軽減規定が適用されること、過少申告加算税が課税されることを確認した。

申告漏れ金額については、乙が従前から所有していた財産の額を認定できないため、税務署側、納税者側双方の協議により、72,000,000 円とした。

2023 年 12 月 14 日 修正申告の内容説明（B が社長を務める Z ㈱事務所）

B・C・A（報告書郵送済）、税理士・担当者

2023 年 12 月 17 日 修正申告書提出（e-Tax）

3 修正申告の内容

(1) 修正申告における各相続人が取得した相続財産（課税価格）

配偶者	乙	130,000,000 円
子	A	20,000,000 円
子	B	28,000,000 円
子	C	20,000,000 円
合計		<u>198,000,000 円</u>

(2) 修正申告における各相続人の相続税額

		算出税額	納付税額	隠蔽行為が あった場合
配偶者	乙	15,774,000 円 →	0 円	5,885,100 円
子	A	2,390,000 円 →	2,390,000 円	2,390,000 円
子	B	3,346,000 円 →	3,346,000 円	3,346,000 円
子	C	2,390,000 円 →	2,390,000 円	2,390,000 円
合計		<u>23,900,000 円</u>	<u>8,126,000 円</u>	<u>14,011,100 円</u>